

令和5年度児童虐待対応件数 1,271件

子ども女性相談センターと西部子ども相談センターにおける令和5年度の児童虐待対応件数は前年度から119件増加し、1,271件(対前年度比10.3%増)となりました。児童虐待対応件数は平成29年度に初めて1,000件を超え、平成30年度に過去最多(1,375件)となって以降も、毎年度1,000件を超える高い水準で推移していることから、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。

子ども女性相談センターにおける対応件数 695件
西部子ども相談センターにおける対応件数 576件

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1,228	1,264	1,037	1,152	1,271

※【注】令和5年度児童虐待対応件数について

例年本県の児童虐待対応件数は、国が取りまとめる福祉行政報告例への報告件数を確報値として公表しておりますが、現在、国において令和5年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の記入要領及び審査要領の修正が行われており、同報告例に係る調査が実施されていないため、上記の令和5年度児童虐待対応件数については昨年度までの同調査要領等による速報値です。

★ 令和5年度の状況

- 種類別の件数では、「心理的虐待」が755件(59.4%)と最も多く、「身体的虐待」は311件(24.5%)、「ネグレクト」が190件(14.9%)と続く。
なお、「心理的虐待」については、平成26年度以降、10年連続で虐待の種類の中で占める割合が最も高くなっている。
- 主たる虐待者では、「実父」が最も多く、578件(45.5%)、続いて「実母」が511件(40.2%)、「実父以外の父(養・継父等)」が136件(10.7%)、「実母以外の母(養・継母等)」が10件(0.8%)となっている。
- 通告経路別では、「警察等」からが最も多く850件(66.9%)、「福祉事務所(市)」が116件(9.1%)「学校・教育委員会等」が91件(7.2%)と続いている。

★ 児童虐待相談の対応状況

- 児童虐待対応機関とDV対応機関の連携強化や令和元年度から子ども女性相談センターの地域連携支援室に配置した「市町村支援児童福祉司」等による市町へ出向いての助言や対応困難な事案への同行訪問等の強化等による市町の対応力の向上、市町や学校、警察等の関係機関との連携を通じて、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、潜在化防止に努めている。